

鳴門市道の駅「くるくる なると」を核とした可能性調査検討業務  
公募型プロポーザル実施要領

【日程】

公告	令和8年6月30日（火）
参加表明書等提出期間	令和8年7月 1日（水）～7月 7日（火）午後5時
質問受付期間	令和8年7月 1日（水）～7月 7日（火）午後5時
質問への最終回答日	令和8年7月10日（金）
提案資格確認結果の通知	令和8年7月10日（金）
業務提案書等提出期間	令和8年7月10日（金）～7月17日（金）午後5時
提案書等の審査及び評価	令和8年7月下旬頃
審査結果の通知	令和8年7月下旬頃

※日程は都合により変更する場合があります。

1. 業務の概要

- (1) 業務名 鳴門市道の駅「くるくる なると」を核とした可能性調査検討業務  
(以下「本業務」という。)
- (2) 業務内容 本業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日
- (4) 金額上限 16,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 担当部署 鳴門市未来戦略局未来デザイン総室  
〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170（市役所本庁舎3階）  
TEL：088-684-1285 FAX：088-684-1196  
Mail：mirai\_design@city.naruto.i-tokushima.jp

2. 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。なお、本市との契約締結までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、原則として、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 次の①又は②に該当する者であること。
  - ① 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者であること。
  - ② 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されていない者で、別紙1に示す書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。

- (2) 類似業務（中央省庁や地方公共団体が発注するまちづくり構想・計画、官民連携による拠点整備（PPP/PFI）等の事業など）の元請けとしての受注実績（現在、業務に着手しており契約期間中であるものも含む。）が5年以内に1件以上あること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。
- (4) 鳴門市物品業者等指名停止措置要綱（平成22年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 鳴門市暴力団等排除措置要綱（平成24年8月1日施行）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされていない及びこれらの手続き中である者でないこと。

### 3. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加表明者」という。）は、提出期間に参加表明書等を提出すること。

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式5）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月7日（火）午後5時
- (2) 提出先
  - 1 (5) に掲げる担当部署
- (3) 提出書類
  - ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
  - ② 会社概要（任意様式、パンフレット可）
  - ③ 類似業務受託実績調書（様式2）
  - ④ 上記③の類似業務受託実績調書に記載した受託実績を証する契約書の写し
  - ⑤ 別紙1に記載の書類（鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている者は不要）
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日時までに必着のこと。）

#### 4. 参加資格の審査及び確認結果の通知

##### (1) 参加資格の確認

参加表明者について、参加に必要な資格を有するか審査を行うものとする。

なお、参加表明に係る提出書類について、本市から説明を求められた場合、参加表明者はこれに応じなければならない。

##### (2) 確認結果の通知

参加資格の確認結果については、令和8年7月10日（金）までに通知する。

なお、本通知が令和8年7月13日（月）正午時点においても届かない場合は、必ず「1（5）担当部署」に問い合わせること。

#### 5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は業務提案書等の作成及び提出に関する事項並びに本業務実施に関する事項に限ることとし、それ以外の内容と判断した質問には回答いたしません。

##### (1) 提出期限

令和8年7月7日（火）午後5時まで（必着）

##### (2) 提出先

1（5）に掲げる担当部署

##### (3) 提出方法

質問書（様式3）により、持参、郵送又はファクシミリ又はメールで提出。

※ 必ず着信の確認を行うこと。なお、所定の様式以外で提出された質問に対しては回答しない。

##### (4) 回答方法

令和8年7月10日（金）までに、鳴門市公式ウェブサイト上に掲載する。

#### 6. 業務提案書等の提出

##### (1) 提出期限

令和8年7月17日（金）午後5時まで（必着）

##### (2) 提出先

1（5）に掲げる担当部署

##### (3) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

（郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限日時までに必着のこと。）

(4) 提出書類

- ① 業務提案書表紙（様式4）
- ② 業務提案書（任意様式）
- ③ 見積書（任意様式）

(5) 提出部数

正本1部 副本10部 PDF形式でCD又はDVDに保存された電子データ1式

(6) 業務提案書等の作成形態

業務提案書は、日本語を使用するものとし、日本工業規格A4版横置き、横書き、天綴じ、両面印刷とする。なお、資料等でA3版を使用する場合は、折綴りとしてください。また、ページ数の制限は20枚以内とし、複数枚になる書類については、ページ番号を記載してください。

(7) その他

- ① 業務提案書等の提出後における書類の差替え、追加及び再提出は一切認めません。
- ② 業務提案書等の提出書類は、プロポーザルの実施以外の目的に使用しません。  
また、如何なる理由があっても返却しません。

(8) プレゼンテーション

令和8年7月下旬（予定）

詳細については、参加表明書の提出者に対し、文書で通知する。なお、プレゼンテーション時には、提出書類の拡大のみ可とします。（当日の追加資料等の持込を不可とします。）

7. 提案書等の取り扱い

- (1) 提出後、記載された内容の追加及び変更は原則として認めないものとする。
- (2) 提出された提案書等は、返却しない。
- (3) 参加表明書が提出されていても、提案書等の提出がない場合、参加を辞退したものと見なす。

8. 業務提案書等の審査

(1) 審査方法及び受託候補者の決定

- ① 業務提案書等の審査及び評価は、審査委員会において行う。  
なお、評価項目・配点等の基準については、別紙2のとおりとする。
- ② 最終評価点の合計が最も高かったものを受託候補者とし、最終評価点の合計が同点であった場合は、審査委員会において順位を決定する。なお、提案者が1者であっても審査及び評価を行い、基準（総得点の6割）を満たしていると判断した場合は、受託候補者を決定する。

(2) 審査結果の通知及び公表

- ① 審査の結果は、参加表明者全員に対し行い、候補者決定後、速やかに通知する。
- ② 審査の結果は、後日、鳴門市公式ウェブサイトにおいて公表する。

公表の内容は、審査委員会の日時及び審査委員会委員数、参加表明者数、受託候補者名、参加表明者の各審査項目及び合計点等とする。

(3) 契約締結交渉

審査委員会において、受託候補者に選定された提案者と市は契約交渉を行う。

なお、契約交渉が不調となったときは、次に得点の高かった提案者と契約交渉を行うこととする。

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された業務提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 業務提案書等の提出方法、提出先及び提出期限が、本要領に適合していないとき。
- (2) 業務提案書等の作成様式等が、本要領に適合していないとき。
- (3) 提案価格（見積書）が、1（4）に掲げる予算規模を超過したとき。
- (4) 業務提案書等の提出期限後に見積書の金額を訂正したとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (6) 本プロポーザルの手続きの過程で、2の規定に抵触することが明らかになったとき。
- (7) プレゼンテーションに参加しなかったとき。ただし、感染症等により、市がプレゼンテーションを開催しないと判断した場合、又は参加表明者がプレゼンテーションに参加できない場合は、別途協議するものとする。
- (8) 次のいずれかの行為を行ったとき。
  - ① 審査委員会委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること。
  - ② 他の参加者と応募内容又はその意図について相談を行うこと。
  - ③ 受託候補者選定終了までに、他の参加者に対して応募内容を意図的に開示すること。
- (9) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行ったとき。

10. 契約について

契約内容及び仕様については、受託候補者の選定後、業務提案書等の内容をもとに、本市と詳細を協議するものとし、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

## 1 1. その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。また、持参以外の方法による提出の場合、書類の不達及び遅配を原因として参加者に不利が生じても、本市はこの責を負わない。参加者において、配達記録郵便の利用等、必要な対策を講じること。
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とするとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類はいかなる理由があっても返還はしない。
- (4) 業務提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとします。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に発注者の了承を得なければならないものとします。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明、プレゼンテーション審査等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げの場合は、事由発生後、速やかに「プロポーザル参加辞退届」（様式 5）を持参又は郵送により提出するものとする。  
なお、取り下げによる不利益な取り扱いはないものとする。
- (7) 本提案に係る提出書類は、鳴門市情報公開条例（平成 13 年鳴門市条例第 34 号）に基づく公開請求があった場合、原則として公開の対象文書となる。ただし、公開することで、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでる恐れのある情報については、決定後の公開とする。
- (8) 仕様書は、事業者選定にあたり本業務に対する発注者の考えをまとめたものであり、契約締結時に発注者・受注者が協議の上、内容を確認・変更するものとする。
- (9) 企画提案書の提出後、市の判断により、ヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求めることがあります。
- (10) 企画提案書の内容が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととします。
- (11) 本企画提案に関して、追加や修正すべき情報があった場合には、市公式ホームページに記載するものとします。

## 1 2. 問い合わせ先

鳴門市未来戦略局未来デザイン総室 担当：末廣

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170（市役所本庁舎 3 階）

TEL：088-684-1285 FAX：088-684-1196

Mail：mirai\_design@city.naruto.i-tokushima.jp